

第3次千葉市議会運営活性化推進協議会報告書

令和7年3月31日

目 次

I	目的・委員・設置期間等	1
II	協議・検討事項	1
III	キックオフ講演会の開催	1
IV	開催日及び主な協議事項	2
V	協議概要及び協議結果	4
1	委員会機能の充実について	4
	（1）所管事務調査の取組方針について	4
	（2）議案等審査時の質疑と討論の分割について	6
2	議会のデジタル化の推進について	8
	（1）オンライン委員会の導入について	8
	（2）タブレットの導入について	9
	（3）A I 音声認識システムの活用について	14
3	定例会の運営日程の検討について	15
	（1）一般質問の通告及び常任委員会の分散開催について	15
	（2）常任委員会の分散開催について	16
	（3）一般質問の通告時間の見直しについて	16

本市議会は、令和５年８月３１日開催の幹事長会議の決定に基づき、「第３次千葉市議会運営活性化推進協議会設置要綱」（以下「要綱」という。）を定め、同日、「第３次千葉市議会運営活性化推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置した（第３次千葉市議会運営活性化推進協議会設置要綱【資料編Ｐ１】）。

協議会は、議会運営に関する諸事項について、令和５年８月から令和７年３月までの１年８か月にわたる協議を経て、このたび、令和７年３月３１日の設置期間の満了にあたり、要綱第８条に基づき、協議・検討事項の協議結果について報告書を作成した。

I 目的・委員・設置期間等

協議会は、千葉市議会基本条例（平成２９年千葉市条例第２６号）を基調とし、課題となっている議会運営に関する諸事項について調査・検討及び検証を行うことを目的とし（要綱第１条）、委員は、議長、副議長及び各会派選出委員の計１３人とした（要綱第３条）。（委員名簿【資料編Ｐ３】）

なお、委員は、あらかじめ委員長に届け出ることにより、委員でない議員を代理として出席させることができること、無所属議員は、オブザーバーとして参加し参考意見を述べるができることとした（要綱第５条第３項・第４項）。

設置期間は、要綱の施行日から令和７年３月３１日までとした（要綱第９条）。

II 協議・検討事項

協議・検討事項は、次のとおりとした。（要綱第２条）

- １ 委員会機能の充実について
- ２ 議会のデジタル化の推進について
- ３ 定例会の運営日程の検討について
- ４ その他必要と認める事項

III キックオフ講演会の開催

第１回協議会の開催に先立ち、令和５年１０月５日、議会改革のあり方・方向性について理解を深め、今期の協議を進めるにあたっての新たな視点を得ることや中長期的な視点で課題を探ることを目的に、学識経験者を講師とするキックオフ講演会を開催した。（キックオフ講演会【資料編Ｐ６】）

Ⅳ 開催日及び主な協議事項

(1)キックオフ講演会

令和5年10月5日（於：高層棟5階・2XL会議室）

講師：大正大学 江藤 俊昭 教授

テーマ：地方議会の役割とこれからの議会改革

～「住民自治の根幹」としての議会を作動させる～

(2)協議会

回数	開催日	主な協議内容
第1回	令和5年11月22日	1 委員席の指定について 2 協議会の運営について 3 委員会機能の充実について (1) 所管事務調査の取組方針について 4 議会のデジタル化の推進について (1) オンライン委員会の導入について (2) タブレットの導入について
第2回	令和5年12月12日	1 委員会機能の充実について (1) 所管事務調査の取組方針について 2 議会のデジタル化の推進について (1) オンライン委員会の導入について (2) タブレットの導入について
第3回	令和6年1月17日	1 委員会機能の充実について (1) 所管事務調査の取組方針について 2 議会のデジタル化の推進について (1) オンライン委員会の導入について (2) タブレットの導入について
第4回	令和6年2月15日	1 委員会機能の充実について (1) 所管事務調査の取組方針について 2 議会のデジタル化の推進について (1) オンライン委員会の導入について (2) AI音声認識システムの活用について
第5回	令和6年3月14日	1 委員会機能の充実について (1) 所管事務調査の取組方針について
第6回	令和6年4月19日	1 委員会機能の充実について (1) 所管事務調査の取組方針について 2 議会のデジタル化の推進について (1) オンライン委員会の導入について (2) タブレットの導入について

第7回	令和6年7月9日	1 定例会の運営日程の検討について (1) 一般質問の通告及び常任委員会の分散開催について 2 委員会機能の充実について (1) 議案等審査時の質疑と討論の分割について 3 議会のデジタル化の推進について (1) A I 音声認識システムの活用について
第8回	令和6年8月29日	1 定例会の運営日程の検討について (1) 一般質問の通告及び常任委員会の分散開催について 2 委員会機能の充実について (1) 議案等審査時の質疑と討論の分割について 3 議会のデジタル化の推進について (1) タブレットの導入について
第9回	令和6年9月30日	1 定例会の運営日程の検討について (1) 一般質問の通告及び常任委員会の分散開催について 2 委員会機能の充実について (1) 議案等審査時の質疑と討論の分割について 3 議会のデジタル化の推進について (1) タブレットの導入について
第10回	令和6年10月25日	1 定例会の運営日程の検討について (1) 一般質問の通告及び常任委員会の分散開催について 2 委員会機能の充実について (1) 議案等審査時の質疑と討論の分割について
第11回	令和6年11月21日	1 定例会の運営日程の検討について (1) 一般質問の通告時間の見直しについて
第12回	令和6年12月12日	1 定例会の運営日程の検討について (1) 一般質問の通告時間の見直しについて 2 議会のデジタル化の推進について (1) タブレットの導入について
第13回	令和7年1月30日	1 定例会の運営日程の検討について (1) 一般質問の通告時間の見直しについて
第14回	令和7年3月18日	1 委員会機能の充実について (1) 議案等審査時の質疑と討論の分割について 2 定例会の運営日程の検討について (1) 常任委員会の分散開催について 3 第3次千葉市議会運営活性化推進協議会報告書について

V 協議概要及び協議結果

協議・検討事項に係る協議概要及び協議結果については、次のとおり。

1 委員会機能の充実について

(1) 所管事務調査の取組方針について

ア 第1回会議においては、委員長から、第2次千葉市議会運営活性化推進協議会の決定事項として「令和4年度の常任委員会の所管事務調査において、①年間調査テーマの必置、②本会議での委員長による所信表明、③年間活動計画の作成の3項目を試行実施し（以下、この3項目を「試行実施項目」という。）、次期協議会において検証と今後の方向性を決定していくこと」とされていることが報告されたのち、事務局から試行実施の結果等が説明された。

また、委員長から「千葉市議会基本条例を踏まえた委員会機能の充実に向けた取組み(案)」として、①合議体としての特性を最大限に生かすための委員間討議の充実、②外部有識者等による専門的知見の活用、③所管事務調査を通じた政策立案等の3点が示され、今後、より積極的に所管事務調査に取り組んでいくための方策について協議願いたいとの説明があった。

今後の協議に活用するため、委員長から、「試行実施項目の検証」及び「委員会機能の充実に向けた意見・改善提案等」について、意見や改善要望を会派で検討し、調査票により提出するよう依頼があった。

《主な委員意見》

- ・ 年間調査テーマの必置と活動計画を定め調査研究を行うことは、成果を出すうえで効果があったと感じている

イ 第2回会議においては、各会派から提出された「試行実施項目の検証」及び「委員会機能の充実に向けた意見・改善提案等」に係る調査票回答（調査票【資料編P31】）について、各会派から説明があったのち、意見交換が行われた。

《主な委員意見》

- ・ 委員選任から年間調査テーマ設定までの期間が短いことから、事前に意見募集を行う仕組みを検討することも必要
- ・ 案件に応じて年間調査テーマに基づく調査結果等を次年度の委員会へ申し送りをすることや、前年度のテーマを継続して調査するといった仕組みづくりも必要
- ・ 調査の結果をしっかりと報告書にまとめていくことが大切

ウ 第3回会議においては、各会派から提出された「試行実施項目の検証」及び「委員会機能の充実に向けた意見・改善提案等」に係る調査票回答及び第2回会議での委員意見を踏まえ、委員長から、今後の協議項目として、①試行実施項目の継続実施、②改善・取組促進項目、③令和6年度の取組方針の決定の3点が示され、了承された。

引き続き、①試行実施項目の継続実施について協議が行われ、来年度以降も改善等を加えながら継続して実施していくことが決定された。

エ 第4回会議においては、②改善・取組促進項目について、委員長から「年間調査テーマの事前意見募集の仕組みづくり」及び「委員間討議を用いたテーマ選定と委員長の所信表明への反映方法」に係るたたき台案が示され、これをもとに協議が行われ、案のとおり実施することが決定された。

《主な委員意見》

- ・ 年間調査テーマの選定は、委員の意見を参考にしつつも、委員長の提案を尊重して進めるべき
- ・ 所管事務調査は委員長のリーダーシップの下に行われるものであり、所信表明にあたっては、委員長の取組方針や気持ちが十分に反映されることが大切

オ 第5回会議においては、②改善・取組促進項目のうち、「オンライン視察・専門的知見の活用」及び「調査報告書のとりまとめ」について協議が行われ、オンライン視察や専門的知見を積極的に活用していくこと、また、調査報告書の作成にあたっては、所管からのヒアリングや行政視察の前後、報告書のとりまとめなどの際に委員間討議を行い、充実した調査報告書を作成していくことが決定された。

《主な委員意見》

- ・ 現地視察を行うことが大前提であるが、それを深掘り・補完するためにオンライン視察を併用していくような対応も必要
- ・ 専門家を招聘し講演を受けることは、より知見が深まり充実した調査活動に繋がる
- ・ 詳細な調査報告書を作成することで、委員会の活動経過や活動内容がより理解されるようになる
- ・ 年間調査テーマに係る本市の現状・課題を事前に十分理解した上で、他自治体の視察を行うことにより委員間討議が充実していくと考える

カ 第6回会議においては、③令和6年度の取組方針について協議が行われた。委員長から、これまでの協議結果をとりまとめた資料（所管事務調査の取組方針（案）【資料編P77】）が示され、案のとおり、令和6年度以降の所管事務調査を実施していくことが決定された。

【決定事項】

1 試行実施項目の継続実施

令和4年度の常任委員会の所管事務調査において試行実施し、本協議会で効果検証を行うこととされていた、次の3項目について令和6年度以降も改善等を加えながら継続実施する。

- ①各常任委員会において年間調査テーマの設置を必置
- ②本会議において常任委員長が年間調査テーマの報告と取組方針を所信表明
- ③スケジュールガイドラインを参考に1年間の所管事務調査に係る活動計画を作成

2 年間調査テーマの事前意見募集と委員間討議によるテーマ選定・所信表明への反映

各委員が希望する年間調査テーマ等を記載した調査書を委員長あてに提出し、委員長主導のもとで委員間討議を用いながらテーマ選定を行う。

また、所信表明にあたっては、委員間討議での意見を盛り込みつつ、委員長の思いが伝わるよう実施する。

3 オンライン視察・専門的知見の活用

今後の所管事務調査においては、オンライン視察の充実や学識経験者の招聘による講演会の開催などを有効活用することで、年間調査テーマに関する知見を深めながら課題解決の手法を検討していく。

4 調査報告書のとりまとめ

調査報告書の作成にあたっては、所管ヒアリングを踏まえた本市の現状・課題、先進事例の視察や講師招聘などから得た課題解決策等について、委員間討議を十分に行いながら集約された意見を報告書へ掲載していく。

5 スケジュールガイドラインへの反映

本協議会で決定した新たな取組事項をスケジュールガイドラインに反映する。

また、年間調査テーマ決定後に作成する活動計画書は、可能な限りスケジュールガイドラインに沿った詳細な年間計画を作成する。

6 取組方針の見直し等について

令和6年度以降の所管事務調査において、各取組項目を継続実施していきながら、今後も取組方針の内容に必要な見直しや改善を加えるとともに、より効果的な取り組みなどを積極的に取り入れ、所管事務調査の充実を図っていく。

(2) 議案等審査時の質疑と討論の分割について

ア 第7回会議においては、委員長から、「常任委員会の充実及び定例会日程の見直しについて」の協議項目が示され、「常任委員会の充実」の協議項目の一つとして、常任委員会における議案審査等の意思形成過程の見える化を図るための方策について、今後、協議願いたいとの説明があった。

イ 第8回会議においては、委員長から、第2次千葉市議会運営活性化推進協議会を含め、常任委員会の所管事務調査の充実について協議を重ねてきているが、委員会の重要な審議事項である議案等審査について、これまで協議が行われてこなかったため、より充実した議案審査につながる取組みとして、「議案等審査時の質疑と討論の分割」を試行したいとの説明が行われ、試行方法案に対する会派意見を調査票により提出するよう依頼があった。

《主な委員意見》

- ・ 質疑と討論の発言場面の切り分けを、どこまで厳格に行うかのルールづくりが必要

ウ 第9回会議においては、各会派から提出された調査票の回答をまとめた「試行方法案に係る会派意見の調査票集計結果」（調査票【資料編P104】）について、事務局から、1会派が「試行方法案どおりで特に問題なし」との意見であり、残りの会派から、試行方法案実施の必要性や具体的な運用等に関し「確認事項・修正意見」が提出されているとの報告が行われた。そののち、委員長から、「確認事項・修正意見」に対する考えが説明され、試行方法案の実施について協議が行われた。

協議の結果、試行方法案の実施について、2会派が賛成し、3会派が会派に持ち帰り検討することとなった。

《主な委員意見》

- ・ 委員会運営に混乱が生じないよう委員長の采配が重要である
- ・ 試行実施の取組みを契機に、将来的には委員間討議につなげていく見通しを持つことも必要

エ 第10回会議においては、前回の協議会での委員意見を踏まえ、委員長から、試行方法案での委員会審査イメージや委員会運営に関するQ&A（議案等審査時の質疑と討論の分割【資料編P169】）について説明が行われたのち、前回の会議で持ち帰りとしていた3会派から、試行方法の実施に賛成する旨の意見が述べられた。

試行方法案の実施について全会派の了承が得られたことから、令和6年第4回定例会及び令和7年第1回定例回で試行方法案を実施し、効果検証を行うこととされた。

（議案等審査時の質疑と討論に分割に係る試行方法の概要）

議案等審査の流れと発言を、次のとおり行う。

①執行部（議員発議の場合は提案会派）からの議案説明

②質疑のみの発言

- ・ 現行制度と同様に、一問一答・一括質問の選択制とし、一問一答の場合は答弁含め概ね30分以内で質疑

③討論（賛否表明・意見要望）の発言

- ・ ②の質疑終了後、希望する委員のみ概ね3分以内で発言

④採決

オ 第14回会議においては、委員長から、令和7年第1回定例会中に開催された正副議長・常任委員長連絡会における、各常任委員長による試行方法案実施に係る感想や改善意見等（議案等審査時の質疑と討論の分割【資料編P190】）について報告が行われたのち、今後の取扱いに係る委員長の考えが示され、協議が行われた。

【決定事項】

議案等審査時の質疑と討論の分割については、常任委員長からの改善意見を意識しながら、試行方法の継続という位置づけで同様の取組みを続けることとし、今後、試行方法に関する新たな課題や議案等審査に係る機能強化に向けた提案があった際は、しかるべき機関で検討を行う。

2 議会のデジタル化の推進について

(1) オンライン委員会の導入について

ア 第1回会議においては、総務省や議会関連の地方6団体から示された、オンライン委員会の開催にあたっての留意事項に関する通知や他自治体の実施状況等について、事務局から説明があった。

こののち、委員長から、新型コロナウイルス感染症拡大の経験やオンライン委員会の開催に向けた例規整備を行う自治体が増えてきていることを踏まえ、本市議会でもオンライン委員会の導入を進めていくことについて提案があり了承された。オンライン委員会の開催に必要な委員会条例と会議規則の一部改正案等のたたき台を正副委員長で作成し、次回以降、これに基づき協議を進めることとされた。

イ 第2回会議においては、オンライン委員会開催に係る委員会条例と会議規則の一部改正案等（オンライン委員会の開催について（委員会条例・会議規則の改正案等）【資料編P 32】）について、事務局から説明があった。

また、委員長から、今後の協議に向けて、委員会条例・会議規則の改正案等に対する会派意見・確認事項を調査票により提出するよう依頼があった。

ウ 第3回会議においては、各会派から提出された、委員会条例・会議規則の一部改正案等に対する、会派の修正意見・確認事項に対し、委員長から考え方が説明されたのち、協議が行われた。

この結果、委員会条例・会議規則の一部改正案については、案どおりに改正を行うことが決定された。

オンライン委員会に係る要綱案については、委員長が必要と認めた場合に執行部説明員がオンライン出席できる規定を追加すること、また、オンライン出席に必要な委員長への申請書の提出期限について、委員長がやむを得ないと認める理由がある場合、委員会開催日前日の正午以降も申請が行える特例規定を設けることが決定された。

《主な委員意見》

- ・ 公職である議員について「育児・介護」を事由としたオンライン出席を認めるかは、市民意見も踏まえながら今後の検討課題としていくことが望ましい

エ 第4回会議においては、オンライン委員会に係る要綱案について、第3回会議で追加・修正等を行うことが決定された内容に関し、事務局から規定の修正案が説明され了承された。

また、令和6年第1回定例会に委員会条例及び会議規則の一部改正議案を提出（千葉市議会委員会条例・会議規則新旧対照表、千葉市議会オンラインによる方法を活用した委員会に関する要綱制定文【資料編P193】）することとし、運用開始時期については、同年第2回定例会以降に開催される委員会等とすることが了承された。

【決定事項】

1 オンライン出席の事由

オンライン出席を認める事由は「感染症のまん延」及び「災害等の発生等」とする。

「育児・介護」については、今後、本市議会において必要性が生じた際に改めて議論する。

2 条例上の位置づけ

委員長がオンライン出席を認める「出席方法の特例」とし、オンライン出席は委員長の許可制とする。

3 執行部説明員のオンライン出席

原則、執行部説明員のオンライン出席は認めない。ただし、委員会の審議、調査事項等に鑑み、委員長が必要と認めた説明員が委員会の開催場所に参加できないときに限り、オンライン出席することができる。

4 正副委員長のオンライン出席

委員長は、委員会の議事整理及び秩序保持権を持つほか、オンライン出席委員が含まれる委員会を開催した場合、正副委員長には「オンライン出席委員の本人確認」、「表決の際にオンライン出席委員に通信障害等が発生した場合の対応」等の職責が生じることから、正副委員長は委員会室に参加することを原則とする。

(2) タブレットの導入について

ア 第1回会議においては、事務局から、「議会 ICT 化の決定・合意事項」（【資料編 P28】）により、これまでの議会改革会議での決定・合意事項及び今後検討すべき事項について説明があったのち、協議が行われた。

今後、正副委員長において今回の委員意見を踏まえ、今後の検討にあたっての「たたき台案」を作成し、次回会議の前に各会派に配布すること、また、次回会議にて各会派から「たたき台案」への意見を報告することとされた。

《主な委員意見》

- ・ 3つの導入目的（紙の削減、業務の効率化、迅速な情報伝達）は堅持して進めていくべき
- ・ 完全ペーパーレスについては取り組んでいく努力が必要。公費として導入するということは、運用をしっかりと決め、議会としてしっかりと使っていくルールの確定が必要では。どう運用、活用するか、しっかりと市民に説明できるようにする必要がある
- ・ タブレットをどう活用するか議論が必要。オンライン会議等にも使える可能性があるし、また、データを蓄積できるので、議会の活性化のために有効に使っていけるだろう

- ・（議員も）ある程度使えるようになり、新庁舎になって環境も整った。議会のデジタル化を進めていく必要がある

イ 第2回会議においては、委員長から、タブレット導入の目的、活用範囲及び活用方法を検討するための「たたき台案」（【資料編P44】）が提示され、これをもとに協議が行われた。

協議の結果、「たたき台案」については概ね了承された。また、タブレットの詳細な運用、活用について検討するためのワーキンググループを立ち上げることとされた。

《主な委員意見》

- ・ 完全ペーパーレス化は必要。必要であれば自分で印刷すればよい
- ・ 段階的にペーパーレス化する場合、期日をしっかりと決めないと、いつまでも紙が併用される懸念がある
- ・ サイドボックス、ラインワークス等のシステムの使い方もしっかりと見直す必要がある。機種を選定や運用の課題の抽出、整理をするため、ワーキングチームなどを作ってしっかりと進めていただきたい

ウ 第3回会議においては、委員長から、前回会議のたたき台案を整理した「公費タブレット導入の基本的考え方」（【資料編P59】）が提示され、これをもとに協議が行われた。

協議の結果、「公費タブレット導入の基本的な考え方」が了承され、この基本的な考え方をもってタブレットを導入することとされた。

また、ワーキンググループの設置について、委員長から、「公費タブレットの導入に係るワーキンググループの設置について」（【資料編P60】）が提示され、これをもとに協議が行われた。協議の結果、案のとおりワーキンググループを設置することとされた。

《主な委員意見》

- ・ 議会が公費タブレット導入に踏み切るには、改選前の申し送り（議会事務局・執行部からのメールの一元化、完全ペーパーレス化）をしっかりと解決することが前提となる
- ・ 公費タブレットの活用範囲を議会活動に限るとしているが、この議会活動の範囲をしっかりと確認しておいた方がよい

エ 第6回会議においては、ワーキンググループの報告書案により、事務局から、①公費タブレットの活用範囲、②会議中における議員所有端末の使用可否、③公費タブレットの議会フロア外への持ち出し、④会議外における議員所有端末でのサイドボックス・ラインワークスの使用可否、⑤公費タブレットの賃貸借機関・破損等した場合の対応、⑥公費タブレットの仕様の6点の検討結果について説明があり、協議が行われた。協議の結果、ワーキンググループ案が了承され、この結果を踏まえ、令和6年第4回定例会からの導入を目指し、調達準備を進めることとされた。

なお、委員長から、第3回会議で決定した「公費タブレット導入の基本的な考え方」について改めて説明があった上で、全議員に同一機種のタブレットを貸与することで全議員が同一環境で審議、運用ができることとなるものであり、タブレット導入後は全議員が有効活用し千葉市議会全体の機能強化を図っていく必要があることを認識するよう、話があった。

《主な委員意見》

- ・ タブレットに慣れてない議員へのサポートやフォローが必要である
- ・ 他のアプリ（例えばラインやフェイスブック）のインストールを認めた場合、目的外使用をしないようにルールの厳格化が必要である

オ 第8回会議においては、公費タブレットの入札が終わったことから、事務局から、①導入されるタブレットの仕様、②公費タブレット導入後の第4回定例会からの会議資料の取扱い、③デジタル推進員の設置の3点について説明があり（【資料編P99】）、②及び③について協議が行われた。

協議の結果、②公費タブレット導入後の第4回定例会からの会議資料の取扱いのうち、「成果説明書」及び「予算のあらまし」の取扱いについては、委員意見を踏まえ、改めて正副委員長案を提示することとされた。

また、③デジタル推進員については、推進員の役割について案のとおり了承され、各会派において推進員を選任することとされた。

《主な委員意見》

- ・ 「成果説明書」と「予算のあらまし」は、紙が必要だと理解していた。完全ペーパーレス化がタブレット導入の前提ということは理解しているが、すぐに紙配付しないというのは時期尚早である

カ 第9回会議においては、ワーキンググループの報告書案により、事務局から、「公費タブレット端末使用手引」及び「システム利用基準」の検討結果について説明があり、協議が行われた。協議の結果、ワーキンググループ案が了承され、公費タブレット導入に合わせて運用開始することとされた。なお、これに伴い、現行の「SideBooks 及び LINEWORKS の利用に関する基準」は廃止することとされた。

また、公費タブレット導入後の第4回定例会からの会議資料の取扱いについて、前回会議での委員意見を踏まえた、「成果説明書」及び「予算のあらまし」の取扱いに係る修正案【資料編P166】について、事務局から説明ののち協議が行われ、了承された。

なお、事務局から、11月中旬頃に公費タブレットを配付し、その際、研修を実施する旨の報告があった。

《主な委員意見》

- ・ 議会用タブレットはかなり制限がかかっているため、第2次千葉市議会運営活性化推進協議会で決まった現行ルールをそのまま適用して、本会議に持ち込めるのは

議会用タブレット１台のみとして大丈夫かという懸念がある。今後、必要に応じて見直しが必要になってくるのでは

キ 第１１回会議及び第１２回会議においては、議員の意見等を踏まえた「議会用タブレット端末使用手引」の改正案について事務局から説明が行われた。いずれも改正案が了承され、手引の改正が行われることとなった。

【決定事項】

１ タブレット導入の基本的な考え方について

タブレットの目的、活用範囲及び活用方法を整理した基本的な考え方に基づき、タブレットを導入する。

公費タブレット導入の基本的な考え方

「公費タブレットの導入」により、これまで整備してきた「サイドブックス・ラインワークス」及び「Wi-Fi環境」の有効かつ本格的な活用が可能となることから、タブレット単体ではなく、これら３点セットで「目的」及び「活用」について整理する。

１ 目的

- ・「議会の機能強化」を最上位の目的として位置付けた上で、「紙の削減」、「業務の効率化」、「迅速な情報伝達」を達成していく。
- ・「紙の削減」については、公費タブレットの導入時に「完全ペーパーレス化」を実現する。

２ 活用範囲

- ・公費タブレットの活用範囲は、議会活動に限ることとする。
- ・議会における会議では、公費タブレットの使用を必須とし、紙資料の配付は行わないこととする。

３ 活用方法

（１）議会の機能強化

Wi-Fi環境のもと、視認性や操作性の点で十分な性能を備えた公費タブレットを以下のとおり活用する。

- ・サイドブックスに蓄積された多くの電子資料の検索・活用や、関連する国や他自治体などのホームページの検索などにより、議案審議や所管事務調査、質問の一層の深化・充実を図る。
- ・オンライン委員会やオンライン視察に活用する。
- ・オンラインによる議員研修を実施し、資質の向上を図る。

（２）紙の削減

- ・公費タブレットの導入にあわせ、「完全ペーパーレス化」を実現する。

（３）業務の効率化

- ・公費タブレットの活用により、サイドブックスに整理・蓄積された多くの電子資料の閲覧、検索をスムーズにし、議会活動の効率化を図る。
- ・会議資料の完全ペーパーレス化により、資料の印刷・配付等の執行部及び事務局の事務負担の軽減と資料修正の迅速化を図る。
- ・全議員同一機種タブレットとすることにより、事務局による機能設定や操作方法のサポートの円滑化を図る。
- ・事務局及び執行部からの情報伝達をラインワークスへ一元化し、電話連絡等の事務負担の軽減を図る。

（４）迅速な情報伝達

- ・事務局及び執行部からの情報伝達をラインワークスへ一元化し、災害時も含め迅速かつ正確な情報伝達を図る。

2 タブレットの使用ルール・遵守事項等について

端末の活用範囲、遵守事項及び使用ルールについて、タブレット導入後から運用を開始し、「SideBooks 及び LINEWORKS の利用に関する基準」を廃止する。

（「議会用タブレット端末使用手引及びシステム利用基準」【資料編 P 142】）

<主な内容>

（１）活用範囲

「タブレット導入の基本的考え方」の「２ 活用範囲」に規定する議会活動は、以下のとおりとする。

<会議（本会議、委員会、その他議会に設置されている会議）での活用>

- ・サイドブックスによる資料の閲覧、メモ作成
- ・ワード・エクセル等による資料（質問等）の閲覧
- ・インターネットによる会議の案件等の情報収集
- ・オンライン委員会等への参加

<会議外（自宅、会派控室、視察先等）での活用>

- ・サイドブックスによる会議の予習・復習、打合せ
- ・ラインワークスによる議会事務局、執行部、議員の情報共有・情報伝達
- ・ワード、エクセル等による資料（質問、視察報告書等）作成
- ・インターネットによる会議の案件等の情報収集
- ・視察先等での活用
- ・カメラ機能による写真撮影

（２）遵守事項

議員は、情報セキュリティ対策等のため、議会用タブレット端末について、以下の事項を遵守すること。

- ① 端末を第三者へ貸与しないこと（本人以外に使用させてはならない）。
- ② 議員は自己に付与された ID により、端末・システム（サイドブックス・ラインワークス）等にログインすること。
- ③ 端末・システムの ID 及びパスワードを第三者に貸与しないこと、また、第三者に知られないように管理すること。
- ④ 第三者に画面や操作を覗き見されないよう留意すること。
- ⑤ 端末にアプリケーションをインストールしないこと。
- ⑥ OS やシステムのアップデート、セキュリティ対策ソフトの更新を行うこと。
- ⑦ 自宅や会派控室の Wi-Fi、モバイル Wi-Fi、テザリングを利用する場合は、以下のマニュアルを参考に機器の設定を行うこと。

○自宅「Wi-Fi 利用者」向け簡易マニュアル（総務省）

（上記マニュアルから抜粋）

【自宅 Wi-Fi を使うときに気を付けるべきポイント】

- ・ セキュリティ方式は「WPA2 または WPA3」を選択する。
- ・ パスワードは第三者に推測されにくいものにする。
- ・ 機器のファームウェア（ソフトウェア）を最新の状態にする。

- ⑧ 公共空間等におけるフリー Wi-Fi を利用する場合は、以下のマニュアルを参考に、セキュリティ上の安全性を確認のうえ、接続すること。

○公衆 Wi-Fi 利用者向け簡易マニュアル（総務省）

（上記マニュアルから抜粋）

【公衆 Wi-Fi を使うときに気を付けるべきポイント】

- ・ 接続するアクセスポイントをよく確認する。
- ・ 正しい URL で HTTPS 通信しているか確認する。

※ 自治体が提供している公衆無線 LAN に接続する場合も、上記マニュアルを参考に、セキュリティ上の安全性を確認する必要がある。

- ⑨ SNS への投稿に使用しないこと。
- ⑩ 国外に持ち出さないこと。

3 会議資料の取り扱いについて

タブレット導入後の令和 6 年第 4 回定例会からは紙資料を配付しない。ただし、「当初予算（案）のあらまし」と「主要施策の成果説明書」に限り、令和 7 年第 3 回定例会まで希望者に対して紙資料を配付する。（「第 4 回定例会以降の会議資料の取扱い」【資料編 P 166】）

（３）ＡＩ音声認識システムの活用について

ア 第 4 回会議においては、ＡＩ音声認識システムの概要について事務局から説明したのち、協議が行われ、令和 6 年第 2 回定例会で試行運用を行って字幕表示を確認し、第 3 回定例会からの本格運用を目指して準備を進めることとされた。

《主な委員意見》

- ・ 字幕については傍聴者だけでなく、議員も見られるようにしてほしい

イ 第 7 回会議においては、令和 6 年第 2 回定例会の試行結果について事務局から説明が行われたのち、協議が行われ、令和 6 年第 3 回定例会からＡＩ音声認識システムの本格運用を開始することとされた。

《主な委員意見》

- ・ 発言内容を傍聴席モニターで確認することができるので字幕を表示することはよい

【決定事項】

令和 6 年第 3 回定例会から、ＡＩ音声認識システムを活用した傍聴席モニターへの字幕表示の本格運用を開始する。

3 定例会の運営日程の検討について

(1) 一般質問の通告及び常任委員会の分散開催について

ア 第7回会議においては、委員長から、「常任委員会の充実及び定例会日程の見直しについて」の協議項目が示され、「常任委員会の充実」の協議項目の一つとして、傍聴機会の一層の充実を図るための方策、具体的には、常任委員会の分散開催の導入について、また、会期中の本会議と委員会の開催日数の構成割合を含め、的確かつ柔軟な調査審議と議会活動を行える会期日程のあり方について（「定例会日程の見直し」）、次回以降に具体的な協議内容を提示し、協議願いたいとの説明があった。

《主な委員意見》

- ・ 会期日数を増やして分散開催する必要性はあるのか

イ 第8回会議においては、委員長から、前回の会議での、会期日数を増やして分散開催することを疑問視する委員意見を踏まえ、現在の定例会会期の日数を維持しながら本会議と委員会の開催日数の配分の見直しを行う提案として、「一般質問の通告時間を1人20分とし、一般質問開催日数を見直すこと（5日間→4日間）」と「常任委員会の分散開催（2日間→3日間）」をセットで行う試行方法案（定例会日程の見直し（本会議と委員会の開催日数配分のあり方）【資料編P94】）が説明され、この試行方法案について、会派の意見を調査票により提出するよう依頼があった。

《主な委員意見》

- ・ 会派持ち時間制の見直しは、質問の制限であり疑義がある
- ・ 県議会のように常任委員会で議案外の質疑応答の場がない中での一般質問の通告時間の制限は、議案以外の政策に関する立案・提言に関する機能低下が懸念される

ウ 第9回会議においては、各会派から提出された調査票の回答をまとめた「試行方法案に係る会派意見の調査票集計結果」（調査票【資料編P107】）について、事務局から、2会派が「試行方法案どおりで特に問題なし」との意見であり、残りの会派から、分散開催の必要性や一般質問の通告時間の見直しの妥当性に関し「確認事項・修正意見」が提出されているとの報告が行われ、委員長から、「確認事項・修正意見」に対する考えが説明されたのち、試行方法案の実施について協議が行われた。

協議の結果、試行方法案の実施について、2会派が賛成し、3会派が会派に持ち帰り検討することとなった。

《主な委員意見》

- ・ 一般質問の通告時間の見直しと常任委員会の分散開催をセットで協議するのではなく個別の議論を行うことが必要
- ・ 一般質問の持ち時間が長いと、質問の効果や質が低下するケースもある
- ・ 議員1人通告時間20分を試行してみて、メリット・デメリットを整理することも重要

エ 第10回会議においては、委員長から、定例会日程の見直しについては、「一般質問の通告時間の見直し」と「常任委員会の分散開催」の2つをセットで行う試行方法案を提示したところであるが、前回の会議では2つの見直しそれぞれに意見があり、また、2つをセットで提案することを疑問視する意見もあったことから、2つの見直しを分割して協議したい旨の説明があり、了承された。引き続き、「常任委員会の分散開催」について協議が行われた。

(2) 常任委員会の分散開催について

ア 第10回会議においては、引き続き、「常任委員会の分散開催」について協議が行われ、現時点では必要性はないとの意見が大半であったが、議案審査時の質疑と討論の分割に係る試行方法案実施の効果検証の結果などを踏まえ、結論を出すこととされた。

《主な委員意見》

- ・ 分散開催により生じる予備日の活用について、具体的な活動内容案を示すべき
- ・ これまで予備日を活用して議案等審査を行ったケースもなく、市民からの要望もないことから、分散開催の必要性を感じない

イ 第14回会議においては、常任委員会の分散開催に係る今後の協議について委員長の考えが示された。

【決定事項】

常任委員会の分散開催については、今後の議会運営活性化に係る協議会において常任委員会について議論が行われる機会があれば、必要に応じて検討を行う。

(3) 一般質問の通告時間の見直しについて

ア 第11回会議においては、委員長から、過去の議会改革協議会等で行われてきた、一般質問に関する委員意見や、直近の一般質問の通告実績などについて説明が行われた。

また、委員長から、現行の一般質問の開催日数（5日間）と質問対象議員の全てが各定例会に通告を行える質問機会を維持することを前提としたうえで、「各議員が効果的・効率的な質問を行うためには、どのような通告の仕組みが望ましいか」について、会派に持ち帰り検討してほしいとの依頼があり、検討結果を次回会議で報告することとされた（一般質問の通告について【資料編P173】）。

イ 第12回会議においては、前回の会議で会派持ち帰りとされていた、一般質問の通告の仕組みについて意見聴取が行われ、今後の協議項目は「通告時間」と「通告のあり方」の2項目とされた。

《主な委員意見》

- ・ 代表質疑（質問）と一般質問の通告時間の上限が同じ60分であることに違和感がある
- ・ 一般質問の通告時間を20分とすることは、議員間の平等性が図れるとともに市民の方に聞いてもらいやすいものになると考える
- ・ 会派持ち時間は、議員に与えられた権利であり変更を加えることなく行使すべき

ウ 第13回会議においては、「通告のあり方」について、委員長から、資料により（一般質問の通告について【資料編P185】）、議会先例に「質問の要旨は抽象的でなく、具体的に記入する」とあること及び他市の取組事例の説明が行われたのち、対応案として、「先例を会派内で再周知し、各議員が先例を意識しながら通告項目を記載すること」が示され、了承された。

また、「通告時間」については、委員長から、資料により、これまでの会議における委員意見及び一般質問の開催日数5日間に収まる通告時間について説明が行われたのち、①今後も会派持ち時間を維持すべきか（個人持ち時間制への変更）及び②議員一人あたりの通告時間はどの程度が妥当か（5日間に収まる総通告時間1,100分を質問対象議員46人にどのように配分するか）の2点について、意見聴取を行った。

《主な委員意見》

①今後も会派持ち時間を維持すべきか

- ・ 会派持ち時間制から個人持ち時間制への見直しの検討をしてみてもどうか
- ・ 会派所属議員数に関わらず公平性の保てる個人持ち時間制が良いと考える
- ・ 会派内には、毎定例会ではなく質問内容が溜まった際に、一定の通告時間を用いて質問を行いたいという議員もあり、これに対応できるのが会派持ち時間制である。
このため、個人持ち時間制を協議するのであれば質問を行わなかった議員が翌定例会以降に通告時間の繰り越しができる運用が必要
- ・ 会派持ち時間制として付与された通告時間を用いて質問を行う義務があり現状どおりとしたい

②議員1人あたりの通告時間は、どの程度が妥当か

- ・ 一般質問の通告時間を1人20分とすることを主張してきたが、協議会での意見がまとまらないと思われるため各会派の自主判断とし、将来的に再度協議を行ってはどうか
- ・ 一般質問の開催日数5日間に収まる総通告時間1,100分を質問対象者46人で割ると1人23分の通告時間となることから、23分で試行実施してはどうか
- ・ 現状の会派持ち時間制は、一般質問の開催日数5日間に収まる仕組みになっており、通告時間の議論だけでなく、議会全体の機能強化を検討していく中で他に拡充すべき

事項が生じた際、一般質問に要している時間をそちらにシフトしていく考え方を持つことが必要である

- ・ 一般質問の通告時間については、現状の議会機能に新たな内容が加わる場合に検討が必要となるかも知れないが、時間に制限を掛けることは基本的に難しいと考える
- ・ 一般質問は議員の権利であるとともに、議会改革に関する協議事項は全会一致が基本であり、意見が分かれている状況で拙速に見直しを進める必要はないと考える

こののち、委員長から、この件は慎重な議論が必要であるが協議会の設置期間も残り少ないことから、委員意見を正副委員長でとりまとめ報告書に掲載することで今後の協議会へ申し送ることとしたいとの発言があり、了承された。

【決定事項】

1 通告項目のあり方について

一般質問の通告項目を具体的に記載することは「市民に質問内容が伝わりやすくなる」ことが期待できることから、議会先例の「質問の要旨は抽象的ではなく、具体的に記入する」ことについて、改めて各会派内で再周知を行い、各議員が議会先例を意識しながら通告項目を記載する。

2 通告時間について

過去の議会改革協議会で行われてきた一般質問の見直しに関する委員意見や、直近の一般質問の通告実績なども踏まえ、通告時間に関する協議を進めてきたが、意見集約には至らなかった。

一方、本協議会の委員からは、会派持ち時間制と個人持ち時間制に対する考えや、通告時間のあり方は、議会全体の機能強化に係る協議と併せ検討していくべきなど、多くの有意義な意見が述べられており、今後、一般質問のあり方について改めて協議を行う機会があった際には、これらの委員意見も参考にし、検討が行われることを期待する。